12　個人の有する土地又は土地の上に存する権利で被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、当該個人が、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等を取得したときにおける第一項の規定の適用については、当該換地処分による土地又は土地の上に存する権利の譲渡につき第八項の規定の適用を受ける場合を除き、当該換地処分により取得した当該住宅又は当該住宅等は第一項に規定する清算金に、当該住宅又は当該住宅等の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなす。

第三十三条の四第一項中「同項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、「（第三十三条の二」を「同条」に改め、同条第三項第二号中「とき。」を「とき」に改める。

第三十三条の五第一項第一号中「を取得した」を「の取得をした」に改め、同項第二号中「代替資産を」を削り、「期間内に取得しなかった」を「取得指定期間内に代替資産の取得をしなかった」に、「その期間」を「当該取得指定期間」に改め、同条第四項中「期間」を「取得指定期間」に、「を取得した」を「の取得をした」に改める。

第三十三条の六第一項に次の一号を加える。

四　代替住宅等を取得するために要した経費の額がある場合　当該経費の額

第三十四条第二項第一号中「又は第三号の五」を「から第三号の六まで」に改め、同条第五項中「添附」を「添付」に改める。

第三十四条の二第二項第二十号中「含む。）又は」を「含む。）」に、「の規定」を「又は被災市街地復興特別措置法第八条第三項の規定」に改め、同項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があったとき。

第三十四条の二第四項中「規定は、」を「規定は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　個人の有する土地等で被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二十一号の二に掲げる場合に該当することとなった場合には、同号の保留地が定められた場合は第三十三条の三第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

第三十四条の三第二項第四号中「農村地域工業等導入促進法（」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（」に、「第五条第三項」を「第五条第二項」に、「又は第二項の」を「に規定する」に、「工業等導入地区」を「同条第二項第一号に規定する産業導入地区」に、「農村地域工業等導入地区」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第四条第二項第四号」に、「工場用地等」を「施設用地」に改める。

第三十六条の二第二項中「翌年中」を「翌年一月一日から同年十二月三十一日（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに買換資産の取得をすることが困難となった場合において、同日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同日の属する年の翌々年十二月三十一日。次条第二項第二号において「取得期限」という。）までの間」に、「同項中「」を「前項中「当該」に、「」とあるのは「譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日」を「までの間」とあるのは「次項に規定する取得期限まで」に、「翌年十二月三十一日」とあるのは「翌々年十二月三十一日」を「から当該譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間」とあるのは「の属する年の翌年十二月三十一日」に改める。

第三十六条の三第二項第二号中「前条第二項に規定する譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日」を「取得期限」に改める。

第三十七条第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に、「の第九号」を「の第七号」に、「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「第三号及び第九号」を「第二号及び第七号」に、「第十号」を「第八号」に、「。以下この条及び次条」を「。第三項及び第四項並びに次条第一項」に改め、同項の表の第一号の上欄中「事務所若しくは」を削り、「第九号」を「第七号」に改め、「（次号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」を削り、同号の下欄中「この表」を「この号から第四号まで」に、「第三号まで」を「この号及び次号」に改め、「地域内にあるものに限る」の下に「ものとし、都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により同項に規定する立地適正化計画を作成した市町村の当該立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域以外の地域内にある当該立地適正化計画に記載された同号に規定する誘導施設に係る土地等、建物及び構築物を除く」を加え、同表の第二号を削り、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号の下欄中「第六号」を「第五号」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号を同表の第五号とし、同表の第七号を削り、同表の第八号を同表の第六号とし、同表の第九号を同表の第七号とし、同表の第十号の上欄中「限る」の下に「ものとし、漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。）の用に供されるものを除く」を加え、同号を同表の第八号とし、同条第三項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に、「第九号」を「第七号」に改め、同条第四項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に、「第九号」を「第七号」に、「翌年中（」を「翌年の一月一日から同年の十二月三十一日までの期間（」に、「当該翌年中」を「同日まで」に、「当該翌年の十二月三十一日」を「同日」に、「期間内。」を「期間。」に、「同じ。）」を「取得指定期間」という。）内」に改め、同条第十一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「の第九号」を「の第七号」に、「第九号買換資産」を「第七号買換資産」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　個人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の第四項に規定する取得指定期間内における取得をすることが困難となった場合において、当該取得指定期間の初日から当該取得指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項及び次条の規定の適用については、同項に規定する取得指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

第三十七条の二第一項及び第二項中「に規定する譲渡の日の属する年分」を「の譲渡をした日の属する年分」に改め、同項第一号中「第九号」を「第七号」に、「同条第九項第一号」を「同条第十項第一号」に改め、同項第二号中「前条第四項に規定する譲渡の日の属する年の翌年中」を「取得指定期間内」に、「同項に規定する取得」を「前条第四項の取得」に、「に規定する事業」を「の事業」に改める。

第三十七条の三第二項中「第三十七条第九項の」を「第三十七条第十項の」に改め、同項第一号中「第三十七条第九項第一号」を「第三十七条第十項第一号」に改め、同項第二号中「第三十七条第九項第二号」を「第三十七条第十項第二号」に改める。

第三十七条の四中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に、「第九号」を「第七号」に改める。

第三十七条の五第一項の表以外の部分中「（以下この項」の下に「、第三項」を加え、「）若しくは」を「）、若しくは」に、「）又は」を「）、又は」に改め、同表の第二号の上欄のイ中「イに」を「上欄のイに」に改め、同条第二項中「第八項まで」を「第九項まで」に改め、同項の表第三十七条第